

自動ABR検査機器の購入にかかる経費を補助します

目的

全ての新生児が精度の高い聴覚検査を受けられるよう、産婦人科又は耳鼻咽喉科を標榜する東京都内の医療機関における聴覚検査機器の購入を支援することにより、都内における新生児聴覚検査体制の整備推進を図ります。

内容

1 対象施設

(1) 出産後の新生児聴覚検査を行う分娩取扱医療機関

令和6年3月31日時点で自動ABR検査機器を設置していない東京都内の分娩取扱医療機関において、出産後の新生児聴覚検査を行うことを目的として、自動ABR検査機器を新たに購入する場合、検査機器本体の購入経費に限り補助対象とします。

(2) 他院（医療機関又は助産所）で生まれた児に対する新生児聴覚検査を行う医療機関

他院出生児への検査を行うことを目的として、自動ABR検査機器を新たに又は追加して購入する場合、検査機器本体の購入経費に限り補助対象とします。

2 対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに購入した自動ABR検査機器

3 補助基準額

実施医療機関1か所あたり3,600,000円（補助率10/10）

4 その他

(1) 既に自動ABR検査機器を所有している場合でも、老朽化（耐用年数を経過）したことなどにより、当該聴覚検査機器を用いて実施する検査に支障が生じる可能性がある場合には、補助の対象となります。

(2) 以下の①から③が補助にあたっての条件となります。

①都内区市町村が実施する新生児聴覚検査の公費負担制度に基づき、自動ABR検査機器を使用し、新生児聴覚検査を実施する。

②検査内容や検査結果については保護者への適切な説明を行う。

③検査結果がリファーマーの場合、区市町村担当者に速やかに連絡し適切な支援につなげる。

5 参考（「新生児聴覚検査実務の手引」（令和2年4月東京都作成）より）

○ 新生児聴覚スクリーニングの初回検査における検査法は、自動聴性脳幹反応（自動ABR）及び耳音響放射（OAE）の検査機器を使用することが一般的である。

○ 初回検査の結果、リファーマーとなった場合には確認検査を実施するが、その場合にOAEでの検査は偽陰性（実際は難聴なのに、難聴ではないと判断されること。）もあるので注意が必要である。例えば、未熟出生児などで、内耳より中枢神経系に髄鞘化不全などの異常があると、OAEではパス（正常）であっても自動ABRではリファーマー（無反応）ということがあるため、自動ABRによる確認検査が望まれる。

問い合わせ先

東京都福祉局子供・子育て支援部家庭支援課母子保健担当 山崎、浅沼
電話 03-5320-4372 ファクシミリ 03-5388-1406